

平成29年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果〈要旨〉

1 評価結果の概要

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を行った。さらに、教団から報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。

また、地域住民との意見交換会を実施し、教団に関する情報提供を受けるとともに、公安調査庁から教団の現状等や立入検査の実施状況等を説明した。

これらにより、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資することができた。

(2) 国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。

また、公安調査庁ホームページに「最近の内外情勢」や「内外情勢の回顧と展望」を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)や「世界のテロ等発生状況」等を掲載するなど、ホームページの内容を充実させた。

2 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

(1) 教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後もその解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会を実施していく。

(2) 国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。